サービス等の事業の人員、 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅 設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布す

平成二十五年三月二十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

# 広島県規則第二十三号

に指定居宅サービス等の事業の人員、 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並び 設備及び運営に関する基準を定める条例

### 施行規則

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 訪問介護 (第五条—第二十三条)

第三章 訪問入浴介護 (第二十四条—第二十六条)

第四章 訪問看護 (第二十七条—第二十九条)

第五章 訪問リハビリテーション (第三十条・第三十一条)

第六章 居宅療養管理指導 (第三十二条・第三十三条)

第七章 通所介護 (第三十四条—第四十二条)

第八章 通所リハビリテーション (第四十三条―第四十五条)

第九章 短期入所生活介護 (第四十六条—第五十八条)

第十章 短期入所療養介護 (第五十九条—第六十六条)

第十一章 特定施設入居者生活介護 (第六十七条—第七十八条)

第十二章 福祉用具貸与 (第七十九条—第八十五条)

第十三章 特定福祉用具販売(第八十六条—第八十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する を定めるものとする。 平成二十四年広島県条例第六十八号。以下「条例」という。)の施行に関し、 事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例( 必要な事項

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(文書の交付に代わる重要事項の提供方法等)

二百九条、条例第二百十一条及び条例第二百二十条において準用する場合を含む。)、条 条例第七十条、条例第七十八条、 条例第九条(条例第三十二条、条例第四十三条、条例第四十七条、 条例第九十条、 条例第百九条、条例第百十八条、 条例第六十一条 条例第

情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方 の条において「申込先事業者」という。)の電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 用に係る電子計算機と当該利用申込者から居宅サービスの提供の申込を受けた者 用申込者又はその家族の希望に基づき、 例第九十七条、 る方法とする。 (以下この条におい 条例第百七十九条第一項及び条例第百九十四条第一項の規則で定める明示方法は、利 (条例第百七十四条において準用する場合を含む。 条例第百二十四条 て「電磁的方法」という。 (条例第百四十五条、 電子情報処理組織(利用申込者又はその家族の使 )であって次に掲げる方法により提供す 条例第百五十一条及び条例第百六 )において準用する場合を含む (以下こ

- 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げる方法
- 電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、 電磁的記録を申込先事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の 受信者の使用に係る
- る方法 録を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又 はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録す 申込先事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的
- 実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録した物 を交付する方法 磁気ディスク、 シー・ ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確
- 申込先事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 合には、 利用申込者又はその家族が第四項の承諾をし、又は当該承諾をしない旨の申出をした場 前項第一号ロに掲げる方法による提供をしようとする申込先事業者は、その旨を
- ることにより文書を作成することができるものでなければならない。 第一項に掲げる方法は、 利用申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力す
- は電磁的方法による承諾を得なければならない。 込者又はその家族に対し、 申込先事業者は、第一項の方法による提供をしようとするときは、 次に掲げる事項を示し、当該方法による提供についての文書又 あらかじめ、 利用申
- 第一項各号に規定する方法のうち申込先事業者が使用する方法
- 一 ファイルへの記録の方式
- と認められる重要事項を文書を交付する方法により明示 前項の承諾を得た申込先事業者は、 から文書又は電磁的方法により第一項の方法による提供を受けない旨の申出があ 当該利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資する 当該承諾を得た後であっても、 しなければならない 当該利用申込者又は

(居宅サービス計画に含まれる計画)

(条例第三十二条、 条例第四十三条、 条例第四十七条、

法施行規則」という。)第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画とする。 条例第二百九条、条例第二百十一条及び条例第二百二十条において準用する場合を含む。 例第百五十一条、条例第百六十四条(条例第百七十四条において準用する場合を含む。) 第百十八条、 の規則で定める計画は、 条例第七十条、条例第七十八条、条例第九十条、 条例第百三十四条(条例第百四十五条において準用する場合を含む。 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。 条例第百五条、 条例第百九条、

第二章 訪問介護

(サービス提供責任者の要件)

第五条 条例第六条第四項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 第五号の規定による指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として 必要な知識及び技能を習得した者 る改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十条第二項 附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定によ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号
- に規定する介護職員基礎研修課程又は一級課程を修了した者 以下「一部改正省令」という。)による改正前の法施行規則第二十二条の二十三第一項 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十四年厚生労働省令第二十五号。
- 則第二十二条の二十三第一項に規定する二級課程を修了した者 三年以上介護等の業務に従事した者であって、一部改正省令による改正前の法施行規

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第六条 を確認しなければならない。 込みを受けた場合には、当該利用申込者に係る要介護認定の申請が行われているかどうか 指定訪問介護事業者は、 要介護認定を受けていない者から指定訪問介護の提供の 申
- 踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 指定訪問介護事業者は、前項の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を
- 3 前までには行われるよう、 更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日 対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。 必要な援助を行わなければならない 当該利用者の要介護認定の が利用者に

(心身の状況等の把握)

七条 じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、 担当者会議(条例第二十一条第三項第三号に規定するサービス担当者会議をいう。 福祉サー 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、 ビスの利用状況等の把握に努めなければならない 他の保健医療サービス又は 利用者に係るサービス 以下同

(居宅介護支援事業者等との連携)

指定訪問介護事業者は、 指定訪問介護の提供に当たっては、 居宅介護支援事業者そ

の他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけ ばなら

ならない。 提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければ 対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の 指定訪問介護事業者は、 指定訪問介護の提供の終了に際しては、 利用者又はその家族に

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第九条 領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。 旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受 族に対し、 ること等により、 一条第六項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、 指定訪問介護事業者は、 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出 指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる 指定訪問介護の提供の開始に際し、 当該利用申込者又はその家 利用申込者が法第四

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第十条 利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。 (身分を証する書類の携行) 指定訪問介護事業者は、 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、

第十一条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、 ならない。 時及び利用者又はその家族から求められたときは、 これを提示すべき旨を指導しなけれ 初回訪問

(サービスの提供の記録)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、 って支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の居宅サー 供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わ ス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない 当該指定訪問介護の

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十三条 指定訪問介護事業者は、 られる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。 利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認め 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る

(利用者に関する市町村への通知)

- 第十四条 指定訪問介護事業者は、 意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない 利用者が次の各号の いずれかに該当する場合は、 遅滞な
- 程度を増進させたと認められる場合 正当な理由なく指定訪問介護の利用に 関する指示に従わないことにより、 要介護状態
- 他不正 の行為によって保険給付を受け、 又は受けようとした場合

(勤務体制の確保等)

- 第十五条 指定訪問介護事業者は、 ならない。 きるよう、 指定訪問介護事業所ごとに、 利用者に対し、 訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなけれ 適切な指定訪問介護を提供することが で
- 護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。 指定訪問介護事業者は、 指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介
- 3 保しなければならない。 指定訪問介護事業者は 訪問介護員等に対し、 その資質の向上のための研修の機会を確

(衛生管理等)

- 第十六条 な管理を行わなければならない。 指定訪問介護事業者は、 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態につい 必要
- に努めなければならない。 指定訪問介護事業者は、 指定訪問介護事業所の設備及び備品等につい て、 衛生的な管理

(重要事項の掲示)

第十七条 のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者 指定訪問介護事業者は、 指定訪問介護事業所の見やすい場所に、条例第二十二条

(広告)

第十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合は、 容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。 その内

(地域との連携)

- 第十九条 指定訪問介護事業者は、 て市町村が行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 (会計の区分) 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関
- 第二十条 指定訪問介護事業者は、 定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない 指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、

(記録の整備)

- 第二十一条 指定訪問介護事業者は、 ておかなければならない。 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備し
- 記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。 指定訪問介護事業者は、 利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる
- 一 訪問介護計画 当該訪問介護計画期間の終了日
- 条例第十四条に規定する提供した具体的なサービ ス 0) 内容等の 記録 前号に規定する
- 条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の 記録 当該記録に係る対応を終了し
- 条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 当

該記録に係る対応を終了した日

- 五. (管理者の責務) 第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に係る対応を終了した日
- 規定する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする 指定訪問介護事業所の管理者は、 当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章に

(基準該当訪問介護の事業に関する準用)

第二十三条 条において準用する第十四条」と読み替えるものとする。 て準用する条例第二十七条第二項」と、同項第五号中「第十四条」とあるのは 第二項」と、同項第四号中「条例第二十七条第二項」とあるのは「条例第三十二条におい 例第三十二条において準用する条例第二十二条」と、第二十一条第二項第二号中「条例第 護」とあるのは 事業について準用する。 十四条」とあるのは て法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の 「条例第二十六条第二項」とあるのは「条例第三十二条において準用する条例第二十六条 とあるのは 第六条から第八条まで及び第十条から前条までの規定は、 「基準該当訪問介護」と、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは 「内容」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介 「条例第三十二条において準用する条例第十四条」と、同項第三号中 この場合において、第十二条中「内容、 当該指定訪問介護に 基準該当訪 「第二十三 っつい

第三章 訪問入浴介護

(記録の整備)

- 第二十四条 備しておかなければならない 指定訪問入浴介護事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録を整
- に掲げる記録を整備し、 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号 当該各号に定める日から二年間保存しなければならない
- の内容等の記録 条例第四十三条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサー 当該記録に係るサービスを提供した日 ビス
- 条例第四十三条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の 当該記録に係る対応を終了した日 記
- 故に際して講じた措置の記録 条例第四十三条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事 当該記録に係る対応を終了した日
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該 記録に

(準用)

第二十五条 訪問介護員等」とあるのは ついて準用する。 とあるのは 第六条から第二十条まで及び第二十二条の規定は、 「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第十七条 この場合において、第十一条及び第十五条から第十七条までの規定中「 「訪問入浴介護従業者」と、第十六条第二項中「設備及び備品 指定訪問入浴介護 吸の事業に

中 (基準該当訪問入浴介護の事業に関する準用) 「条例第二十二条」とあるのは「条例第四十二条」と読み替えるものとする。

第二十六条 とあるのは「第二十六条」と読み替えるものとする。 での規定中「条例第四十三条」とあるのは「条例第四十七条」と、 第四十七条において準用する条例第四十二条」と、第二十四条第二項第一号から第三号ま 介護」と、第十六条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは 利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは 者」と、第十二条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により 及び第十五条から第十七条までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業 の規定は、 いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例 基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。 第六条から第八条まで、第十条から第二十条まで、 この場合において、第十一条 第二十二条及び第二十四条 同項第四号中 「基準該当訪問入浴 「内容」と、第十三

第四章 訪問看護

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第二十七条 指定訪問看護事業者は、 者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければ ならない。 指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業
- ならない。 供並びに保健医療サービス又は福祉サー 対して適切な指導を行うとともに、 指定訪問看護事業者は、 指定訪問看護の提供の終了に際しては、 主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提 ビスを提供する者との密接な連携に努めなけれ 利用者又はその家族に ば

(記録の整備)

- 第二十八条 ておかなければならない。 指定訪問看護事業者は、従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備 L
- 記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。 指定訪問看護事業者は、 利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる
- ビスの提供を終了した日 条例第五十六条第二項に規定する主治の医師による指示の文書 当該指示によるサ
- 二 訪問看護計画書 当該訪問看護計画書の計画期間の終了日
- 訪問看護報告書 当該訪問看護報告書を主治の医師に提出した日
- の内容等の記録 条例第六十一条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的 第二号に規定する終了日 なサービ ス
- 五. 条例第六十一条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の 当該記録に係る対応を終了した日
- 六 条例第六十一条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事

して講じた措置の記録 当該記録に係る対応を終了した日

七 係る対応を終了した日 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に

**準用**)

第二十九条 るのは「条例第六十条」と読み替えるものとする。 規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、 看護の事業について準用する。 九条第一項に規定する看護師等をいう。 心身の状況、病歴」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは 第六 条、 第七条、 第九条から第二十条まで及び第二十二条の規定は、指定訪 この場合において、第七条中「心身の状況」とあるのは「 以下同じ。) ر کر 第十七条中「条例第二十二条」とあ 第十五条から第十七条までの 「看護師等(条例第四十

第五章 訪問リハビリテーション

(記録の整備)

第三十条 指定訪問リハビリテーション事業者は、 記録を整備しておかなければならない。 従業者、 備品及び会計に関する諸

ればならない。 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの 当該各号に定める日から二年間保存しなけ

- 訪問リハビリテー ション計画 当該訪問リハビリテーション計画の計画 期間 この終了日
- 内容等の記録 条例第七十条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサー 前号に規定する終了日 -ビスの
- 当該記録に係る対応を終了した日 条例第七十条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等 Ò 記録
- に際して講じた措置の記録 条例第七十条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の 当該記録に係る対応を終了した日 状況及び事故
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に

(準用)

第三十一条 るのは「理学療法士等」と、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは 等をいう。 訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等 合において、第七条中「心身の状況」とあるのは 及び第二十七条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。 と読み替えるものとする。 第六条、 以下同じ。)」と、 第七条、第九条から第十七条まで、 第十五条から第十七条までの規定中「訪問介護員等」とあ (条例第六十三条第一項に規定する理学療法士 「心身の状況、病歴」と、第十一条中「 第十九条、 第二十条、第二十二条 「条例第六十九条

第六章 居宅療養管理指導

(記録の整備)

- 第三十二条 を整備しておかなければならない 指定居宅療養管理指導事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録
- 次の各号に掲げる記録を整備し、 指定居宅療養管理指導事業者は、 の内容等の記録 条例第七十八条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサービス 当該記録に係るサービスを提供した日 当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。 利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する
- 条例第七十八条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記 当該記録に係る対応を終了した日
- 故に際して講じた措置の記録 条例第七十八条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事 当該記録に係る対応を終了した日
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

第三十三条 条例第二十二条」とあるのは「条例第七十七条」と読み替えるものとする。 業者」と、第十一条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、 び第十五条から第十七条までの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従 及び第二十七条の規定は、 いて、第七条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十一条及 第六条、第七条、第十一条から十七条まで、第十九条、第二十条、 指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合にお 第十七条中「 第二十二条

第七章 通所介護

(勤務体制の確保等)

- 第三十四条 者に対し、 従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 適切な指定通所介護を提供することができるよう、 指定通所介護事業者(指定療養通所介護事業者を除く。 指定通所介護事業所ごとに 以下同じ。 は、
- ぼさない業務については、 によって指定通所介護を提供しなければならない。 指定通所介護事業者は、 指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者 この限りでない。 ただし、 利用者の処遇に直接影響を及
- 3 確保しなければならない。 指定通所介護事業者は、 通所介護従業者に対し、 その資質の向上のための研修の機会を

(衛生管理等)

- 第三十五条 供する水について、衛生的な管理に努め、 指定通所介護事業者は、 利用者の使用する施設、 又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 食器その他の設備又は飲用に
- 一のため、 指定通所介護事業者は、 必要な措置を講じるよう努めなければならない。 当該指定通所介護事業所における感染症の発生及びまん 延の防

(記録の整備)

第三十六条 指定通所介護事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備し

ておかなければならない。

- 記録を整備し、 指定通所介護事業者は、 当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。 利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる
- 通所介護計画 当該通所介護計画の計画期間の終了日
- 内容等の記録 条例第九十条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサー 前号に規定する終了日 F. ス  $\mathcal{O}$
- 当該記録に係る対応を終了した日 条例第九十条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等  $\dot{O}$
- に際して講じた措置の記録 条例第九十条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故 当該記録に係る対応を終了した日
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(準用)

- 第三十七条 八十七条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする で及び第二十二条の規定は、指定通所介護の事業(指定療養通所介護の事業を除く。)に ついて準用する。 (指定療養通所介護の事業に関する心身の状況等の把握) 第六条から第十条まで、第十二条から第十四条まで、第十七条から第二十条ま この場合において、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第
- 第三十八条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、 医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。 係るサービス担当者会議等を通じて、 利用者の心身の状況、 置かれている環境、 他の保 利用者に
- るよう、 の把握に努めなければならない。 項に規定する訪問看護事業者をいう。)等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供でき 特に主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者 (条例第九十二条第二

(指定療養通所介護の事業に関する居宅介護支援事業者等との連携)

- 第三十九条 なければならない。 支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護
- 事業者に必要な情報を提供するように努めなければならない。 医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援 指定療養通所介護事業者は、 利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否を、
- 指定療養通所介護事業者は、 成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない 利用者に係る居宅介護支援事業者に、居宅サー ピ ス 計 画  $\mathcal{O}$
- の家族に対して適切な指導を行うとともに、 指定療養通所介護事業者は、 指定療養通所介護の提供の終了に際しては、 当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対す 利用者又はそ

なければならない る情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サー ビスを提供する者との密接な連携に努め

(指定療養通所介護の事業に関する記録の整備)

- 第四十条 ておかなければならない。 指定療養通所介護事業者は、 従業者、設備、 備品及び会計に関する諸記録を整備
- に掲げる記録を整備し、 指定療養通所介護事業者は、 当該各号に定める日から二年間保存しなければならない者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する 介護の提供に関する次 0
- 療養通所介護計画 当該療養通所介護計画の計画期間の終了日
- 条例第百四条第二項に規定する検討 の結果についての記 録 当該記録に係る対応を終
- 内容等の記録 条例第百五条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサー 第一号に規定する終了日 F. ス  $\mathcal{O}$
- 当該記録に係る対応を終了した日 条例第百五条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の 記
- に際して講じた措置の記録 条例第百五条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の 当該記録に係る対応を終了した日 状況及び事故
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録

(指定療養通所介護の事業に関する準用)

第四十一条 まで、第二十二条、第三十四条及び第三十五条の規定は、指定療養通所介護の事業につい 通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。 て準用する。この場合において、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第百二 「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十四条第三項中 第六条、 第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、 第十七条から第二十条

(基準該当通所介護の事業に関する準用)

第四十二条 二十条ま 条例第百九条において準用する条例第八十七条」と、 介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「 の額」とあるのは「内容」と、第十三条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問 の事業について準用する。この場合において、第十二条中「内容、当該指定訪問介護につ いて法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費 のは 「条例第百九条」 で、第二十二条及び第三十四条から第三十六条までの規定は、基準該当通所介護 第六条から第八条まで、第十条、第十二条から第十四条まで、第十七条から第 第三十六条第二項第二号から第四号までの規定中「条例第九十条」とあ と、 同項第五号中 「次条」とあるのは 「訪問介護員等」とあるのは「通所 「第四十二条」 と読み替え

第八章 通所リハビリテーション

### (衛生管理等)

- 第四十三条 設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる とともに、 指定通所リハビリテーション事業者は、 医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 利用者の使用する施設、 食器その
- る感染症の発生及びまん延の防止のため、 (記録の整備) 指定通所リハビリテーション事業者は、 必要な措置を講じるよう努めなければならない。 当該指定通所リハビリテーション事業所にお
- 第四十四条 諸記録を整備しておかなければならない。 指定通所リハビリテーション事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する
- ればならない。 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの 当該各号に定める日から二年間保存しなけ
- 通所リハビリテーション計画 当該通所リハビリテーション計画の計画期間の終了日
- の内容等の記録 前号に規定する終了日 条例第百十八条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサービス
- 条例第百十八条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記 当該記録に係る対応を終了した日
- 故に際して講じた措置の記録 条例第百十八条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事 当該記録に係る対応を終了した日
- 五. 係る対応を終了した日 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録

#### (準用)

- 第四十五条 ション従業者」と読み替えるものとする。 を含む。)」と、第三十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは 中「管理者」とあるのは「管理者(条例第百十六条第一項の規定により管理を代行する者 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第二十二条 のは「心身の状況、病歴」と、第十七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第百十七 テーションの事業について準用する。この場合において、第七条中「心身の状況」とある 十九条、第二十条、第二十二条、第二十七条及び第三十四条の規定は、指定通所リハビリ 第六条、 第七条、第九条、 第十条、第十二条から第十四条まで、第十七条、第 「通所リハビリテー
- 第九章 短期入所生活介護

#### (食事)

- 第四十六条 に提供しなければならない。 以下同じ。 指定短期入所生活介護事業者(ユニット型指定短期入所生活介護事業者を除く。 栄養並びに利用者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、 適切な時間
- 指定短期入所生活介護事業者は、 利用者が可能な限り離床して、 食堂で食事をとること

を支援しなければならない。

(健康管理)

の適切な措置を講じなければならない の医師及び看護職員は、 指定短期入所生活介護事業所 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、 (ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。 健康保持のため

(相談及び援助)

第四十八条 等の的確な把握に努め、 の者に対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。 指定短期入所生活介護事業者は、 利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、 常に利用者の心身の状況、 置かれてい これら 、る環境

(その他のサービスの提供)

- 第四十九条 適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない 指定短期入所生活介護事業者は、 教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか
- らない。 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなけ れ

(地域等との連携)

第五十条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっ 地域住民と連携し、 及び協力するなど、 地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

- 第五十一条 を整備しておかなければならない。 指定短期入所生活介護事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録
- 次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する
- 短期入所生活介護計画 当該短期入所生活介護計画の計画期間の終了日
- スの内容等の記録 条例第百三十四条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサー 前項に規定する終了日 ピ
- 身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 条例第百二十七条第五項に規定する身体拘束等の態様及び時 当該記録に係る対応を終了した日 間、 その際の利用 者の 心
- 条例第百三十四条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の 当該記録に係る対応を終了した日
- 事故に際して講じた措置の記録 条例第百三十四条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故 当該記録に係る対応を終了した日 の状況及び
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該 記録に

(準用)

第五十二条 まで、第二十二条、 第六条、 第三十四条及び第三十五条の規定は、 第七条、第九条、 第十二条から第十四条まで、 指定短期入所生活介護の事業( 第十七条から第二十条

あるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十四条第三項中 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。)につい は 七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第百三十二条」と、 「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。 て準用する。 「通所介護従業者」とある 「訪問介護員等」と この場合におい

(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関する食事)

第五 十三条 し好を考慮した食事を提供しなければならない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の 心身の状況及

- ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 より、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 利用者の心身の状況に応じて、 適切な方法
- 3 ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をと ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に
- ならない。 できるよう、利用者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事をとることを支援しなければ ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 利用者が、相互に社会的関係を築くことが

(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関するその他のサービスの提供)

- 第五十四条 援しなければならない 又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 利用者のし好に応じた趣味、
- な ければならない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 常に利用者の家族との連携を図るよう努め

(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関する勤務体制の確保等)

- 第五十五条 業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない 指定短期入所生活介護を提供することができるよう、 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 ユニット型指定短期入所生活介護事 利用者に対し、 適切なユニット
- 向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、 その資質

(ユニット型指定短期入所生活介護の事業に関する準用)

第五十六条 る。 三十二条」とあるのは 条」とあるのは 中「条例第百二十七条第五項」とあるのは「条例百四十条第七項」と、同項第六号中「次 条」とあるのは「条例第百四十五条において準用する条例第百三十四条」と、 る部分を除く。)までの規定は、 この場合において、第五十一条第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第百三十四 第四十七条、 「第五十六条において準用する第五十二条」と、第五十二条中 「条例第百四十二条」と読み替えるものとする。 第四十八条及び第五十条から第五十二条(第三十四条の ユニット型指定短期入所生活介護の事業につい 「条例第百 て準用す 準用に係 項第三号

、基準該当短期入所生活介護の事業に関する指定通所介護事業所等との連携)

第五十七条 えなければならない。 常に条例第百四十六条に規定する指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、

(基準該当短期入所生活介護の事業に関する準用)

第五 二十二条、第三十四条、第三十五条及び第四十六条から第五十一条までの規定は、基準該 号中「次条」とあるのは「第五十八条」と読み替えるものとする。 とあるのは「条例第百五十一条において準用する条例第百二十七条第五項」と、 十四条」とあるのは「条例第百五十一条」と、同項第三号中「条例第百二十七条第五項」 とあるのは「看護職員」と、第五十一条第二項第二号、第四号及び第五号中「条例第百三 従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第四十七条中「医師及び看護職員」 問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十四条第三項中「通所介護 例第二十二条」とあるのは「条例第百五十一条において準用する第百三十二条」と、 該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第十七条中「条 居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十三条中「法定代理受領サービスに 該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける 当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「内容、当 第六条、 第七条、第十二条から第十四条まで、第十七条から第二十条まで、 同項第六

第十章 短期入所療養介護

(食事の提供)

- 第五十九条 時間に提供しなければならない。 以下同じ。)は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及びし好を考慮した食事を適切な 指定短期入所療養介護事業者(ユニット型指定短期入所療養介護事業者を除く。
- 離床して食堂で食事を行うよう努めなければならない。 指定短期入所療養介護事業者は、 利用者の自立の支援に配慮し、 利用者が、 できる限り

(その他のサービスの提供)

- 第六十条 うよう努めるものとする。 指定短期入所療養介護事業者は、 適宜利用者のため 0) V ク リエ ] シ  $\exists$ ン行事を行
- らない。 指定短期入所療養介護事業者は、 常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければな

(記録の整備)

- 第六十一条 指定短期入所療養介護事業者は、 を整備しておかなければならない。 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録
- 次の各号に掲げる記録を整備し、 指定短期入所療養介護事業者は、 当該各号に定める日から二年間保存しなければならない 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する
- 短期入所療養介護計画 当該短期入所療養介護計画の計画期間の終了日

条例第百六十四条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサービ

前号に規定する終了日

- 身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 条例第百五十七条第五項に規定する身体拘束等の態様及び時間、 当該記録に係る対応を終了した日 その際の利用 者の 心
- 条例第百六十四条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の 当該記録に係る対応を終了した日
- 事故に際して講じた措置の記録 条例第百六十四条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び 当該記録に係る対応を終了した日
- 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に

(準用)

係る対応を終了した日

- 第六十二条 問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三十四条第三項中「通所介護 の場合において、第十七条中「条例第二十二条」あるのは「条例第百六十二条」と、 養介護の事業(ユニット型指定短期入所療養介護の事業を除く。)について準用する。こ 第二十条、第二十二条、第三十四条、第四十三条及び第五十条の規定は、指定短期入所療 従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。 第六条、 第七条、 第九条、 第十二条から第十四条まで、第十七条、第十九条、
- (ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関する食事)
- 第六十三条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及 びし好を考慮した食事を提供しなければならない。
- より、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、 利用者の心身の状況に応じて、 適切な方法
- ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をと ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、 利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に
- ならない。 できるよう、 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、 利用者の意思を尊重しつつ、 共同生活室で食事をとることを支援しなければ 利用者が、 相互に社会的関係を築くことが
- (ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関するその他のサービスの提供)
- 第六十四条 援しなければならない 又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、 利用者のし好に応じた趣味、
- なければならない。 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、 常に利用者の家族との連携を図るよう努め
- (ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関する勤務体制の確保等)
- 第六十五条 入所療養介護を提供することができるよう、 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、 ユニット型指定短期入所療養介護事 利用者に対し、 適切なユニット型

業所ごとに、従業者 の勤務の体制を定めておかなければならない。

 $\mathcal{O}$ 向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、 短期入所療養介護従業者に対し、 その資質

(ユニット型指定短期入所療養介護の事業に関する準用)

第百七十一条」と読み替えるものとする。 あるのは「条例第百六十九条第七項」と、同項第六号中「次条」とあるのは「第六十六条 条において準用する条例第百六十四条」と、同項第三号中「条例第百五十七条第五 条第二項第二号、 ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。 において準用する第六十二条」と、第六十二条中「条例第百六十二条」とあるのは 第六十一条及び第六十二条(第三十四条の準用に係る部分を除く。) 第四号及び第五号中「条例第百六十四条」とあるのは「条例第百七十四 この場合において、第六十一 の規定 道」と 「条例

第十一章 特定施設入居者生活介護

(従業者)

第六十七条 とする。 条例第百七十六条第三項第二号イの規則で定める数は、 次に掲げる数の合計

- 十八号。 る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五 護予防サービスの利用者をいう。以下この条において同じ。)のうち要介護認定等に係 該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一を加えて得た数 利用者及び介護予防サービスの利用者(条例第百七十六条第三項第一号に規定する介 以下「認定省令」という。)第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に
- 区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数 介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第六十八条 場合は、 該利用者に説明し、当該利用者の意思を確認しなければならない。 供するものは、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する 設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条におい 生活介護事業者を除く。 第二十九条第一項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施 利用者の同意が当該法定代理受領サービスを提供するための条件であることを当 指定特定施設入居者生活介護事業者(外部サービス利用型指定特定施設入居者 以下同じ。)であって老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三 て同じ。)を提

(サービスの提供の記録)

第六十九条 記載しなけれ 施設入居者生活介護の提供の終了に際しては当該終了の日を、 しては当該開始の日及び利用者が入居している指定特定施設の名称を、指定特定 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供 ばならない 当該利用者の被保険者証に  $\mathcal{O}$ 

(健康管理)

第七十条 持のための適切な措置を講じなければならない。 指定特定施設(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するもの の看護職員は、 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、 利用者の健康保

(相談及び援助)

第七十一条 利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。 る環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、 置かれてい

(利用者の家族との連携等)

- 第七十二条 第七十三条 もに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 (勤務体制の確保等) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとと 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入
- ておかなければならない。 居者生活介護その他のサービスを提供することができるよう、 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施 従業者の勤務の体制を定め
- 者の業務の実施状況について定期的に確認し、 生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、当該事業 事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、 設入居者生活介護を提供しなければならない。 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者 。ただし、 当該確認の結果等を記録しなければならな 当該指定特定施設入居者生活介護 この限りでない。
- 指定特定施設入居者生活介護事業者は、 研修の機会を確保しなければならない。 特定施設従業者に対し、 その資質の向上のため

(地域との連携等)

- 第七十四条 地域との交流に努めなければならない。 指定特定施設入居者生活介護事業者は、 地域住民と連携し、 及び協力するなど、
- う努めなければならない。 利用者からの苦情に関して市町村が行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよ 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する

(記録の整備)

- 諸記録を整備しておかなければならない。 七十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する
- 提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の 当該各号に定める日から二年間保存しなけ
- 特定施設サー ・ビス計画 当該特定施設サービス計画の計画期間の終了日

- 条例第百 八十一条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 前号に規定
- 身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 条例第百八十三条第五項に規定する身体拘束等の態様及び時間、 当該記録に係る対応を終了した その際の利用 者の
- 記録 当該記録に係る対応を終了した日 条例第百八十八条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内
- 五 事故に際して講じた措置の記録 条例第百八十八条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び 当該記録に係る対応を終了した日
- 第七十三条第三項に規定する結果等の記録 同項の規定による確認をした日
- 七 係る対応を終了した日 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に
- 供に係る契約の終了日 法施行規則第六十四条第三号に規定する書類 当該指定特定施設入居者生活介護の

(準用

第七十六条 定施設従業者」と読み替えるものとする。 条例第二十二条」とあるのは「条例第百八十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは 設入居者生活介護の事業を除く。)について準用する。 三十五条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業(外部サービス利用型指定特定施 第六条、 第十三条、第十四条、第十七条から第二十条まで、第二十二条及び第 この場合において、 第十七条中

ービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に関する記録の整備

- 七十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、 会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しておかなければならない 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、 利用者に対する外部サ
- 特定施設サービス計画 当該特定施設サービス計画の計画 期間の終了

該各号に定める日から二年間保存しなければならない。

ス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、

- 条例第百九十五条第二項の規定により受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る 当該報告の内容を確認した日
- 条例第百九十七条第八項に規定する結果等の記録 同項の規定による確認を た日
- 記録 当該記録に係る対応を終了した日 条例第百九十八条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の
- 事故に際して講じた措置の記録 条例第百 九十八条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故 当該記録に係る対応を終了した日  $\mathcal{O}$
- 六 ビスの内容等の記録 九十八条において準用する条例第百八十一条に規定する提供した具体的なサ 第一号に規定する終了日
- 七 条例第百九十八条に おいて準用する条例第百八十三条第五項に規定する身体拘束等の

記録に係る対応を終了した日 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない 理由の記録 当該

- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十四条の規定による市町村 への通知に係る記録 当該記録に
- 確認をした日 次条において準用する第七十三条第三項に規定する結果等の 記録 同項の規定による
- 係る契約の終了日 法施行規則第六十四条第三号に規定する書類 当該特定施設入居者生活介護の提供に

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に関する準用)

第七十八条 居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。 設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定特定施設入 施設入居者生活介護」とあるのは ビス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。 るのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第七十三条第一項中「適切な指定特定 十五条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十三条までの規定は、 七条中「条例第二十二条」とあるのは「条例第百九十六条」と、 第六条、第十三条、第十四条、第十七条から第二十条まで、第二十二条、 「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定特定施 この場合において、第 「訪問介護員等」とあ

第十二章 福祉用具貸与

(福祉用具の保管又は消毒の委託等)

- 第七十九条 規則で定める方法は、次に掲げる基準を満たす方法により、 の事業者に委託等する方法とする。 条例第二百二条第一項(条例第二百十一条において準用する場合を含む。 福祉用具の保管又は消毒を他
- 適切な方法により行われることを担保すること。 の保管又は消毒を他の事業者に委託等する契約の内容において、 福祉用具 (条例第百九十九条に規定する福祉用具をいう。 以下この章にお 当該保管又は消毒が V て同じ。
- 当該確認の結果等を記録すること。 福祉用具の保管又は消毒を行わせる他の事業者の業務の実施状況を定期的

(適切な研修の機会の確保)

に、 福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 指定福祉用具貸与事業者は、 福祉用具専門相談員に対し、その資質の向 上の

(衛生管理等)

- な管理を行わなければならない。 指定福祉用具貸与事業者は、 従業者の清潔の 保持及び健康状態につ い て、 必要
- 毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。 毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、 指定福祉用具貸与事業者は、 回収した福祉用具を、 その種類、 既に消毒が行われた福祉用具と消 材質等からみて適切な消 ただし、 第七十九条

に規定する方法により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合には、  $\bar{\mathcal{O}}$ 限

な管理に努めなければならない。 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品につい て、 衛生的

(重要事項の掲示及び目録の備え付け)

- に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない 第二百七条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービス 八十二条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所 の選択 条例
- その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。 事業所に、 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与 当該指定福祉用具貸与事業所の取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料

(記録の整備)

- 第八十三条 しておかなければならない 指定福祉用具貸与事業者は、 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録を整
- に掲げる記録を整備し、 指定福祉用具貸与事業者は、 当該各号に定める日から二年間保存しなければならない 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号
- 福祉用具貸与計画 当該福祉用具貸与計画の計画期間の終了日
- の内容等の記録 条例第二百九条において準用する条例第十四条に規定する提供した具体的なサ 前号に規定する終了日 ピ ス
- 条例第二百九条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の 当該記録に係る対応を終了した日 記
- 故に際して講じた措置の記録 条例第二百九条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事 当該記録に係る対応を終了した日
- 第七十九条第二号に規定する結果等の記録 同項の規定による確認をした日
- 係る対応を終了した日 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に

(準用)

第八十四条 第六条から第十四条まで、第十八条から第二十条まで、第二十二条及び第三十 第十三条中「内容」とあるのは「種目、 条中「提供日及び内容」とあるのは 相談に適切に応じるとともに、これらの者に適切な助言」と、第十一条中「訪問介護員等 おいて、第八条第二項ただし書き中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの 四条第一項及び第二項の規定は、 とあるのは 「サービスの利用」と読み替えるものとする。 「従業者」と、 「初回訪問時及び利用者」とあるのは 指定福祉用具貸与の事業について準用する。 「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、 品名」と、 第三十四条第二項中 「利用者」と、 「処遇」とあるの この場合に

(基準該当福祉用具貸与の事業に関する準用)

第八十五条 規定中「条例第二百九条」とあるのは「条例第二百十一条」と、 十一条において準用する条例第二百七条」と、第八十三条第二項第二号から第四号までの るのは「サービスの利用」と、第八十二条中「条例第二百七条」とあるのは「条例第二百 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」 について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービ 及び利用者」とあるのは「利用者」と、第十二条中「提供日及び内容、 基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において第八条第二項中 第二十二条、第三十四条第一項及び第二項並びに第八十条から第八十三条までの規定は、 ス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、 に適切な助言」と、 るのは「第八十五条」と読み替えるものとする。 対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者 「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十四条第二項ただし書き中「処遇」とあ 第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十八条から第二十条まで 第十一条中「訪問介護員等」とあるのは 「従業者」と、 同項第六号中「次条」と 当該指定訪問介護 「初回訪問時 第十三条中「 - 「家族

第十三章 特定福祉用具販売

(保険給付の申請に必要となる書類の交付)

- 以下「販売費用の額」という。)の支払を受けた場合は、次に掲げる書面を利用者に交付 しなければならない。 指定特定福祉用具販売事業者は、 指定特定福祉用具販売に係る販売費用 0
- 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、 販売費用の額その他必要と認められる事項を記載 販売した特定福祉用具の した証 明書 種目 及び品 目  $\mathcal{O}$
- 二 領収書
- (記録の整備) 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉 用具の概要を記載した書面
- 第八十七条 指定特定福祉用具販売事業者は、 を整備しておかなければならない。 従業者、 設備、 備品及び会計に関する諸記録
- 次の各号に掲げる記録を整備し、 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する 当該各号に定める日から二年間保存しなければならない
- 特定福祉用具販売計画 当該特定福祉用具販売計画の計画期間の終了日
- する終了日 条例第二百十六条に規定する提供した具体的なサー ビスの内容等の記録 前号 に規定
- 条例第二百二十条において準用する条例第二十六条第二項に規定する苦情 当該記録に係る対応を終了した日 0 内容等の
- 事故に際して講じた措置の記録 条例第二百二十条において準用する条例第二十七条第二項に規定する事故の状況及び 当該記録に係る対応を終了 した目
- 五. 次条において準用する第十四条の規定による市町村への通知に係る記録 当該記録に

# 係る対応を終了した日

(準用)

第八十八条 第六条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十八条か において準用する条例第二百七条」と読み替えるものとする。 定福祉用具」と、第八十二条第一項中「条例第二百七条」とあるのは「条例第二百二十条 は「サービスの利用」と、第八十条及び第八十二条第二項中「福祉用具」とあるのは「特 初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十四条第二項中「処遇」とあるの これらの者に適切な助言」と、第十一条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「 項中「家族に対して適切な指導」とあるのは「家族からの相談に適切に応じるとともに、 規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第二 ら第二十条まで、第二十二条、第三十四条第一項及び第二項、第八十条及び第八十二条の

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。